

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成25年4月19日

亀山市議会

午後3時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） それでは、こんにちは。

3時からの案内が出ておりましたが、おそろいですので、ちょっと早いんですが始めさせていただきます。

それから、総務委員を兼ねていらっしゃる方は連続の会議になりますが、大変ご苦労さんです。

きょうの検討部会は第11回ということで、一応25年度ということでは年度という見方をして、今回は24年度までの取り組んできた部分と、それから新たに25年度から取り組むというふうな、少し考え方を若干変えまして、実はこれまでやっていただいた議論というのは議会のあり方等検討特別委員会で、全部完了しなかったというものを当時の議長のほうに引き継ぎ書ということで出しました。それを受けて、検討項目をA、B、Cと分けて細かくやっていただきました。今回はまたこの後、議題でも説明をさせていただきますが、そこから一旦離れて、新たに25年度からは全般的にどのようなものがあと取り組む必要があるのかというふうな中身を少し整理して、きょう皆さんのほうにご提示をしたいというふうに考えております。

きょうにつきましてはそういうことで、一旦資料の説明だけで終わらせていただいて、その後また整理したものを改めて5月以降、もう一遍整理した上でやらせていただきたいというふうに考えておりますので、時間についてはそう長くかからないと思いますが、これまでの整理とこれからの取り組みへの考え方ということを中心にやらせていただきたいと思っております。

それでは、事項書に沿ってやらせていただきます。

まず、第10回検討部会の確認事項について、事務局より説明いたさせます。

浦野事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） それでは前回、2月18日、第10回の検討部会を開催させていただいております。

このときには、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の一部改正ということで提案をさせていただいております。

まず1点目に、亀山市議会議員定数条例の制定に伴う条例の一部改正についてということでございますが、昨年11月9日の第1回臨時会におきまして、議員定数条例が提案されまして可決いただいております。24年11月12日公布、施行となっております。その関係で、議会基本条例の第17条に議員の定数がうたわれております。今お手元に基本条例のカラー刷りが配付されておりますが、最後のページの17条に定数条例に定めるといような書き込みで始まっておりますので、こういった改正をさせていただいております。

それから次に、地方自治法の関係に伴う条例の一部改正ということで、まず基本条例の一部改正も関係してございまして、第8条の関係でございます。

第8条は市民の参画ということで、これもいわゆる専門的な知見というんですか、そういう方を本会議でも呼べるという制度が自治法で改正されまして、その関係で第3項のほうに言い回しの改正をさせていただきます。

それから第15条は、政務調査費の名称が政務活動費という名称に変わりましたので、第15条のほうも改正をさせていただきました。

次に、同じく会議規則の関係でございます。会議規則の関係につきましても、地方自治法に定める

公聴会制度や参考人制度を活用して、市民の専門的または政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めることが規定されました。そこで、会議規則の中に公聴会の開催等の事項を追加いたしております。

それから、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場ということで、議会改革推進会議と同じく検討部会、それから広聴広報委員会をこういった議会運営に関し、協議、調整を行うための場という位置づけをさせていただきまして、正式な委員会というふうに位置づけをさせていただいております。

それから、委員会条例の関係も改正をさせていただいております。委員会条例につきましては、自治法の関係でございますが、地方議会の運営の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法や在任期間等について条例に委任する改正が行われました。第2条関係に、議員は、少なくとも一の常任委員になるよう規定をしております。

それから、特別委員会の委員の在任期間というのは、条例で特にうたい込みをさせていただきました。特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任することを規定しております。

それからもう1点は、常任委員、議会運営委員、特別委員の選任については、議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任するものとするというふうに改正をさせていただいております。

あとは所管の委員会につきまして、機構改革に伴いまして改正をさせていただいております。

続きまして、同じく会議規則のうたい込みをさせていただきました広聴広報委員会の規程を新たに制定させていただいたところがございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 今、局長から報告があった内容については、3月の定例会で議運を経て、冒頭で提案されて可決しておりますので、その内容の事前の確認ということで、2月18日の第10回の検討部会でも議論させていただいたということでございます。

一応、全て可決しておりますので、4月から新たな条例化をされるということでございます。

また、お手元に一番新しい基本条例も配付をいたしましたので、確認をお願いしたいと思っております。

1項目の確認事項については、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） ありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。

冒頭にもお話をさせていただきましたが、議会基本条例に伴う検討課題についてということで、一昨年の8月に推進会議ができて以降、A、B、Cのランクに分けて取り組みをさせていただきました。一旦24年度でその整理をしておきたいということで、今お手元に、資料1で右肩に25年3月末というふうな肩書ものがあります。これについて、事務局のほうから簡単に説明させていただきます。

事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） それでは、資料1をごらんいただきたいと思っております。

まず、ランク別ということで、第4条の議会運営の原則ということで、青字のところは、もう既に着手して進んでいるところがございます。

まず①の関係は、委員会の公開についてということで、これは、改正前は委員長の許可を得なければ

ば傍聴ができなかったということでございますが、原則公開という一部改正を行ってございます。

それから②、いわゆる市民に対する説明責任ということで、どのように果たしていくかということでございますが、特に議会報告番組であります「こんにちは！市議会です」というケーブルテレビを通じまして、平成23年10月、9月定例会の内容を放送開始してございます。あとは、予算・決算の関係もインターネットによる録画配信等、行っております。

それから、次のページに移らせていただきます。

中段の⑤のところでございます。議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについてということで、検討部会におきまして審議をいただきまして、議会からは派遣をしないというふうに確認をいただきまして、市長のほうに意見書を出してございまして、この3月定例会におきまして、早速、3つの条例に関係いたしますものにつきまして、委員を派遣しないという部分につきまして提案を受けまして、可決をいたしております。

それから次、3ページに移りまして、予算決算委員会を常任委員会に平成24年2月27日に設置をしてございます。このときに委員会条例もあわせて改正を行わせていただき、また予算決算委員会の内規を設置してございます。

続きまして、次に4ページのほうへ移ります。

⑦機能が十分に発揮できる委員会のあり方とはということで検討しておりますが、予算決算委員会の常任委員会化を検討いたしまして、平成18年の自治法改正によりまして、複数の常任委員会への就任が撤廃をされましたということで、常任委員会化に委員会条例のほうでうたってございます。

それから、先ほども会議規則のほうで一部改正で説明させていただきました、議案の審査または議会運営に関し、協議または調整を行うための場ということで、議会改革推進会議、検討部会、広聴広報委員会をこういう調整の場ということで、正式な委員会として位置づけをさせていただいております。

それから次に、第7条関係でございますが、平成24年度から調査・研究支援業務委託ということで予算化をさせていただきました。株式会社ぎょうせいと随意契約ということで、ここは議会の基本条例制定の段階の委託をしておりましたぎょうせいとの随意契約という形で、特に重要な政策の定義、また議会からの審議会への派遣についてということで、ぎょうせいからの識見というんですか、そういったものを得ております。

それで、ちょっと6ページのほうへ移らせていただきます。

第10条の関係でございますが、重要な政策とはということで、この検討部会でも協議をいただきまして、また所管する部長を呼び、意見交換を行った結果、基本構想の中の基本計画における政策・施策という重要な政策の定義づけを行っております。これは、昨年8月30日の第7回検討部会で確認をされてございます。

それから13条の関係で、先ほど申し上げました審議会へ議員の派遣を行わないということで、右側に書いてございます。特に3月議会では水道水源保護審議会、住居表示審議会、廃棄物減量等推進審議会の3件の条例の一部改正が提案されておりました。あとの要綱等でうたわれているものにつきましては、随時改正が行われております。

17条も議員定数の関係で、定数条例が制定されたことによりまして一部改正をさせていただいております。

これは23年、24年という形で、23年、24年度に着手をしてきたものでございますが、あと9ページは2年以内に着手というBランクでございます。

第12条の行政の監視及び評価という形でございますが、特に21年度の決算審査において、決算特別委員会委員長報告に総括した評価と、特に必要な事業別評価を記載し、本会議における委員長報告とするというような内容で決定はしてございます。

その下の13条の関係でございますが、政策の立案、提言をどのように行っていくかということでございます。これも常任委員会、予算決算委員会における自由討議の場を設定ということで、22年8月の議運で決定をしてございます。また、全員協議会において、自由討議については全員協議会規程に規定ということで、ちょっとこれは再検討という形であらわしてございます。

あと、10ページからは必要に応じてということで、Cランクの項目でございます。

以上でございます。

○部会長（竹井道男君） ただいま事務局長からこれまでの、1年半ぐらいの経過の中で、どのような取り組みをしたか、特に青字は全部終わったというのが報告をされ、少しあちこち何か所か同じものが書いてありますけれども、関連する項目ということで、全て関連する場所に記載がされております。

一応こういう青字で書いた部分については、いろいろ改正が行われたということで、確認をお願いしたいと。特に一番大きいのは、重要な政策の定義を行ったことや、審議会委員への派遣の取り扱いについて、これは全部の委員会から議会議員がなくなったという、法必置以外は全部これから、4月以降は全く派遣がされなくなったという部分。

それから、予算決算委員会をつくりまして、少しそういう部分でまたさまざまな議論が始まってきたと。

それから、ぎょうせいのほうへの約20万の随意契約ですけれども、こういうところに、少し私たちではわかりづらい部分についての調査を行っていただいて、見解を求めたと。

それから、所管事務調査ももう始まっておりますので、こういうところを含めて、大きいところはそこら辺だと思いますが、あと細々としたことも、またこれ以外にも、多分基本条例以外の部分でも随分いろいろ変わっておりますので、ここ約2年間ぐらいの中で変わったということでございます。

特に、黒字のところの一部残っておりますので、これがまだ未着手という部分が一部ここら辺に残っておりますけれども、まあまあAランクについては、ほぼ終わったのではないかなあというふうな感想を持っております。

これについて、何かご確認等がありましたらお受けいたしたいと思いますが、よろしいですかね、内容については。

（発言する者なし）

○部会長（竹井道男君） じゃあ、次に入らせていただきます。

それを受けて、資料2に25年度版ということで提出をさせていただきました。

これも冒頭、ご説明をさせていただきましたが、25年3月末版は、条例をつくったときの積み残しだろうというものを書きました。今回どうしようかなあと思って少し考えて、全ての項目にわたるもの、ですから4条から書いてあります。これは、1条、2条、3条は目的とか、基本項目とか、市民の定義ですので、そこはそういじることはないということで、4条以降、最後の23条まで、全て

の条を一番左へ書かせていただきました。その各条に関して、一応こんなことが今後検討する必要があるのではないかなあというふうな書き方になっております。

まず、内容について事務局長から説明をいただきます。

浦野事務局長。

○**議会事務局長（浦野光雄君）** それでは、資料2をごらんいただきます。

第4条の関係で、議会運営の原則ということで①から⑩まで上げさせていただいております。

①が市民に対する説明責任をどのように果たしていくのか。

②監視及び評価をどのように行っていくのか。

③政策の立案及び提言をどのように行っていくのか。

④議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについて、派遣廃止後の各審議内容の議会での把握、関連団体との議論の場の設置。

5番目が、市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは。例えば、予算決算委員会の審査の様子を1階のロビーで放映できないかということが考えられると思います。また、通年議会の調査も始めてもいいのではないかとということで上げてございます。

それから6番目、機能が十分に発揮できる委員会のあり方とはということで、委員会のライブ中継の検討、議会改革と常任委員会の政策づくりのためのコンサルや大学等、専門的知見の活用を検討してはどうかということでございます。あと、委員会視察報告書のホームページへの掲載について。

次、7点目が、議員相互間の自由討議を中心とした議会運営ということで、討論項目の自由討議についてということでございます。

8番目が、請願者の説明機会についてということで、説明機会の機会の取り扱い要領の検討。

それから9番目が、議員定数18名での運営についてということで、委員会運営のあり方の検討、議会運営委員会のあり方の検討、議長、委員長の責務について、議長の委員就任について。

それから10番目が、議会の情報化についてということで、データ、機器等の活用についてということでございます。

次のページに移りまして、第5条関係で、議員の役割、責務等の中で、議会申し合わせ等の確認ということで、今現在、事務局で見直しの作業中でございます。

それから、第6条の会派の関係でございます。2点上げてございます。

1点目が、申し合わせ事項等の見直しは年1回を基本とし、必要により随時行う。ただいま再確認してございます。

2点目が、2人会派のあり方の検討についてということで、議決や代表質疑等の取り扱いについて。ちょっと備考欄にも書いてございます。会派結成人数を3人から2人とする2人会派は、代表者会議、議会運営委員会へは委員外議員として出席できるが、採決には加われないということで、21年の10月の代表者会議で決定をされております。

それから第7条、議員研修の充実及び強化ということで、1点上げさせていただきます。

議員の政策形成及び立案能力の向上のため、コンサル、大学等との連携・委託についてということでございます。

それから第8条、市民の参画ということで、1点目が、広報機能としては、広聴広報委員会で議会だよりや議会報告番組「こんにちは！市議会です」の作成を行っており、25年4月1日、広聴広報

委員会規程を施行し、正式な委員会となった。あと、ホームページの内容についても、25年度に検討したいということでございます。

それから2点目、議会報告会の開催ということで、情報及び意見を交換することができる場の開催方法の検討と開催要領の作成。それから、報告内容は、「こんにちは！市議会です」を活用できないか。議会報告会は、議会からの報告という目的と市民からの意見を聞くという目的（広聴広報機能）の2つがある。それから、広報機能としては、議会だよりや議会報告番組「こんにちは！市議会です」があると。広聴としては、所管事務調査において、市民（団体）との意見交換を行っているが、議会全体での広聴機能の検討が必要。それから、新たな広聴として市民アンケートの実施の検討。

それから3点目が、市民の傍聴意欲を高める議会運営とはということで、これも先ほどと重複しますが、予算決算委員会の審議の様子を1階ロビーで放映できないか、それから委員会のライブ中継の検討。

それから4点目、公聴会制度及び参考人制度についてということで、運用方法の検討。

それから5点目が、議案への賛否の公開についてということで、ホームページへの公開の運用方法の検討。

それから6点目が、市民に対する説明責任はどのように果たしていくのか。

第9条関係、議会及び議員と市長等との関係につきましては、2点上げてございます。

まず1点目が、反問できる者の範囲、反問できる内容、回数を明確化。これは、平成22年8月12日の議会運営委員会で決定をしてございます。取り扱い要領も作成をしてございます。

それから2点目が、議会提出議案への市長等の意見表明について、取り扱いの検討。

次のページへ移ります。

第10条関係、市長の提案説明で3点上げてございます。

①が、議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのかということで、委員会協議会の活用とか、10年以上の計画物、また実施計画以外の予算計上前の新規事業、それから既存政策の大幅な転換があった場合。

それから2点目が、亀山市議会全員協議会規程第6条の見直しについてということで、全協でなく、常任委員会の活用や別の場の設置の検討ということで上げてございます。

それから3点目が、予算内示会の場の検討ということで、全協の場以外の検討や議場の利用等について検討してはどうかと考えております。

それから、ちょっと備考欄に書いてございますが、全協の第6条の協議事項という形でございます。

(1) 市政における基本的な計画の策定、現行の計画の大幅な変更及び新しい制度の導入等に関するもの。それから2番目が、議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの。それから3が、議員提出議案、政策提言等、議員間討議を必要とするもの。それから4番目に、その他議会活動及び議会運営上、議長が必要と認めるものということで、こういったものが全協の中の第6条にうたわれています協議事項でございます。全協はそういった議論の場ではないので、こういったもの見直しをしてはということで提案をしてございます。

11条、議会の議決事件ということで2点上げてございます。

1点目が、第2次総合計画策定の是非により、条例の改正の検討を行う。26年度中にまちづくり基本条例の改正の確認ということでございます。これは、地方自治法第2条の基本構想が議決事件で

なくなったことからの関係でございます。

それから②に、新たな項目の必要性について検討が必要でございます。

次、第12条、行政の監視及び評価ということで、監視及び評価をどのように行っていくのかということで、予算決算常任委員会を設置したことにより、監視、評価の視点での報告、また総括のあり方や議論の場の検討が必要。

それから第13条で、政策の形成及び提言ということで、どのように行っていくのかということで、全員協議会規程第2条所掌事項、6条協議事項の見直し、別の場での協議方法の検討、また自由討議について全員協議会規程に規定ということで、再検討でございます。

それから、第10条との整合ということも上げてございます。

それから3つ目が、議員相互間の討議、議員間の自由討議の実施を上げてございます。

それから第15条の政務活動費の執行及び公開ということで、公開内容の検討についてということで、詳細な報告の検討についてということで会計帳簿を上げてございます。

それから次のページ。

議員報酬、第18条の関係でございます。長期欠席者への対応ということで、取り扱い要領の検討。

それから第19条、議会改革推進会議の関係で、推進会議規程の改正、総会の開催の見直しということで、1年の総括の報告が必要ということで、毎年10月をめどにというふうに書いてございます。

それから第20条、議会事務局の体制整備ということで、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助するため、大学やコンサルタント等への調査・研究の委託やサポート体制の整備。

それから第21条は、議会図書室の充実ということで、場所の確保、図書の充実を上げてございます。

それから最後、第23条の条例の検証及び見直し手続ということで、1点目が検証、見直し手順を明確にしておくこと、手順書の作成。それから2番目が、本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証のあり方を上げてございます。市民アンケートの実施、検証委員会の是非、議会基本条例の理念の抽出ということでございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） ただいま、25年度版の説明については項目だけ申し述べました。

一応見方としては、丸つきの数字の下にある点のついた内容が、一応、今後審議する必要があるのではないかとこの項目です。ですから、何も無いのは、こういう項目が前回議論をしたという。例えば4条ですと、1、2、3については今のところ何も無いということになります。4、5、6、7、8、9、10については、この点のついた部分が今後議論の対象として反映をする。ですから、何も無いものは一応、前回の項目をそのまま横滑りして、消すとまたわからなくなりますので、内容は無いけど、こういう項目があるでということだけ置いておきました。

それから、一応きょう議論をするというよりも、洗いざらい出すとこんなものがあるのかなあというふうなことを書かせていただきました。ただ、広聴広報委員会で既にホームページなんかはやっていただいておりますので、これはあくまでもここに書いてあるだけで、実際は広聴広報委員会でもうやっていただいておりますので、それも含めて、重複しますが書かせていただきました。

それから、あとランクを、今度1ページ目の上に区分がAとBということで、一応25年度中ぐらいに検討したいなあというのがA、それから来年の10月、要するに改選までに検討しておく必要があるなあというのがBです。さらに、課題としてはあるけど、この2年間のうちでいいんじゃないの

というのが出るかもしれません。そのときはCというふうにして、少しこのランクを分けようかなあというふうに考えております。これも、ここで議論するのもたたき台がないとまずいと思いますので、次回開催までに、正・副委員長と事務局とで少し整理をして、A、B、ひょっとしてCがあるかもしれませんけど、A、Bのランクを分けさせていただこうというふうに考えております。そのランクができた上で改めてここで議論するのか、素案だけ議論しておいて、これは議運に任そうとか、広聴広報委員会に任そうとか、そういうふうな議論の入り口をここでつくりたいというふうに考えております。

それともう1点、全員協議会がちょっといろいろ言及されております。これも前から気になっていた部分でして、4ページの10条の右の備考のところに、全協の第6条と、その下に第2条というのがあります。実は、この全員協議会の規程も基本条例の制定にあわせて、当時の議長のほうで随分骨を折っていただいて、つくっていただきました。ただ、今から見ると、全員協議会で結構重要なことを審議するというふうなことが6条で書いてありますので、やはり条例ができた段階で、一、二年たちましたところで、全協でこういうふうな内容を議論していいのだろうかというふうな懸念がちょっとありまして、こういうものを議論する場をやっぱり新たに作ったほうがいいんじゃないかと。

過去、よその議会へ議運なんかで視察に行きましても、結構そういう重要政策討論の場というのを設けている議会もありましたので、これが全員協議会でやるものなのか、新たな場の設置をして、全員協議会はやっぱり説明の場というふうな言い方をしていますので、要するに議員が政策討論できる場というものも本来つくったほうがいいんじゃないかなあというようなことを前々から少し感じておりまして、今回、問題提起をさせていただきました。これについて、また皆さんのほうのご意見を頂戴しながら、全員協議会の場というものがどんな場であるか、それか新たに必要ならどんなものが要するのか。それから、この6条が協議事項、結構大きなことを全協でやるように今なっていますので、少しここについての議論はいただきたいというふうに考えております。

それからもう1個、10条の①の計画等への議会の意見反映については、昨年4月に各計画一覧表を所管委員会別に提出をさせていただいております。その中にパブリックコメントを行う計画なんかもあるように入れてあるんですけども、そこら辺が審議会委員を派遣しないということで、それもどういふ議論を今後進めるのかということとあわせて、いろんな計画に議会がどう関与できるのかというふうな議論ももうちょっと詰めておきたいなあということで、少し急ぐとすれば、この辺の議論が先かなあという印象を持っております。またこれもA、Bをつけて、改めて報告をさせていただきますので、今回の内容を全てこの委員会ですべてやるという意味ではございませんので、一応条例に絡むとこういうものが少しあるなあというふうなことで書かせていただきました。

まだ次の機会までに、もし各委員の方でこういうところはどうかというような内容があれば、また事務局のほうにお話をさせていただいて、必要があれば、またこれに追記するような形でやらせていただきますので、今回につきましては、あくまでもこちら側の提案ということにさせていただきたいというふうに思います。そういう内容で今回書かせていただきましたので、この内容について、ご意見なり、ご確認する点がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

(発言する者なし)

○部会長(竹井道男君) よろしいですか。内容的には何かわかりづらいとか、なぜこういうのが書いてあるんだみたいなものがあれば、きょうの段階での内容でも結構ですけど。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 10条の関係で、全協の見直し、2番目ですなあ。これは今までの全協より、新たにこういうのを持っていくというような、これを検討したいということですか。

○部会長（竹井道男君） いや、今の全員協議会規程がこういう内容になっております、備考の欄は。こういう内容で条例をつくったときに整理をしました。ただ、今から見直すと、重要な政策をみんなここでやるようになっていって、この全協の場がいいのかどうかという議論をちょっとお願いしたいなあ、そういうことです。

それから一番最後のところで、私が全く個人的な思いで、議会基本条例の理念の抽出というのが一番最後に書いてあります。これは、実は議会基本条例をつくる時に、まちづくりの委員会の皆さんと、それから当時の議長、副議長、あり方特別委員会の正・副と、たしか議運の正・副もいらっしやったと思います。そのメンバーとまちづくり基本条例の座長さんと検討部会、3つの部会長さんとの意見交換会がありまして、その最後のところで、議会基本条例の位置づけというような議論がちょっとありました。その中で、本来ですと自治基本条例といって、行政と議会とくっついた条例が普通あるんですけど、亀山市ではまちづくり基本条例という名前がつくってしまうと。それを補完する意味で議会基本条例をつくるということで慌ててつくりましたので、できれば、行く行くは一緒になったものにしたいほうがわかりやすいというんですかね。

そうなりますと、議会基本条例は余りにも細かい部分まで触れておりますので、まず議会とは何なんだというふうな理念をきっちり出して、その中で少し整理をしておけば、将来、まちづくり基本条例と議会基本条例をドッキングして自治基本条例をつくり、その下に今の議会基本条例を、これは四日市の市議会がそうですね。市議会が自治基本条例をつかって、さらに今、議会基本条例を持っていますので、そこで2段階にしておけば、まちづくり基本条例が勢いよく走らずに、要するに両方で作り込むという、そんなことも、これはすぐじゃありませんので、長い将来に向けてもう少し整備も今の段階でしておきたいなあ。理念の抽出だけです。こうなると、皆さんのほうにまたご意見を頂戴したり、考え方も整理をしたいと思っておりますけど、将来的にはまちづくり基本条例と議会基本条例がドッキングをして、大きなまちを動かす条例にしていきたいというふうに。当時そういうふうな議論が双方でありましたので、ちょっとそれを思い出しましたので入れさせていただきました。

よろしいですかね、一応羅列になっておりますけれども。

議長、どうぞ。

○会長（櫻井清蔵君） 10条の市長の提案説明の中で、提案に至るまでの経緯ですけれども、総務の委員長で国保運営委員会に私も出ておったと。そして、そこで言い切ってきたんですけれども、委員派遣はこれで取りやめになったんですけれども、どうしても国保料の料金改定のときは、これは議決案件になりますからなあ。そうすると、どうしてもこの提案に至るまでの経緯というものをきちっと聞かんことには、本会議で限られた時間、予算決算委員会の限られた時間の中で、その経緯が詰められやん場合があるわけです。それで、僕は特に国保運営委員会のことが気になって仕方がないんですけども、やはり常に言うんですけれども、本会議では結局過半数可決というのが基本になりますからねえ。こころを皆さん方はどういうふうに考えてみえるのか。特にこれ、今回の改正で委員を議会からは派遣しないといった形になったんですけれども、特にその中で、私どもは国保の料金改定だけは、やっぱり国保運営審議会の答申内容とか、当然答申するためには市長の意見も出てきますので、

それをもう少し何とか、概略だけでは困りますからなあ。やっぱりきちっと議会として聞いた中で、本会議及び予算決算の委員会に入っていくと。これ条例改正ですからね。だから、そこをもうちょっとできたら主眼に置いて議論していただいたらありがたいと思っていますけどね。

○部会長（竹井道男君） 一応審議会の部分についてと、ここには、ちょっと手元には全く関係ない、検討部会ではやらないというか、今度の正・副委員長会議で今お願いしながら、7つの委員会が今、審議委員として派遣をしなくなりましたので、7つの委員会について、各常任委員会での対応をしていくのかというご議論をちょっと今事務局に、議長のほうにそれを申し出てくれということでお願いをしようとしておりますので、正・副委員長会議でどういうふうな取り扱いをしていくのか、それをお願いしようかなあと。ですから7つの委員会が、森林と農業関係が2個、それから住居表示、水源に、こういろいろあるんですけど、実際直接的に影響するようなものも出てきますので、その辺について、こちらの意見書も1月10日に、たしか議会改革推進会議のお話をさせてもらったんですけど、派遣を中止した委員会や協議会の取り組みということで、特に今議長がおっしゃった国保についても議案審査前に議会としての意見が必要なら、所管の常任委員会で内容の説明や意見聴取は可能だというふうなことを市長のほうに申し出てありますので、ですからこちら側が主体的にどう動くのかということを決めていただいて、それでやろうかなあというふうに。ですから、こちら側がこうしたいんだということの取りまとめをして、それを理事者のほうにぶつけたほうがいいんじゃないかなあというような。1月10日付でもう市長のほうに渡してありますので、それをもって今度の正・副委員長会議でも、この書類をつけておいてくれと今言っておきましたんで、これをもとに少しご議論をしていただきたいなあ。これはちょっと議長のほうでお願いしようかなあと考えております。

宮崎委員、どうぞ。

○部会員（宮崎勝郎君） 今、議長が言われておるのは、現在の全協の中でもこれはできるはずすわな、それであれば。この右に書いてある議会への提出予定議案で市長が特に事前説明を必要とするものと。ここで多少聞くなりしてでもできるわけやけれども、また新たにこれを別、活用やこのちょぼか、全協でなく常任委員会の活用や別の場の設置の検討をこれからしていけばいいわけなので。

○部会長（竹井道男君） その議論を今事務局とは、ここでやるとちょっとまた踏み込み過ぎになってしまうんで、流れはできてしまいましたので、正・副委員長会議の中で少し調整をしていただきたい。これはもう当然、各委員会の正・副委員長が入りますので、そこで、まずは常任委員会の中で議論をしていくことというのをお願いしたいなあ。全部あるんですが、ほかのは関連しますんで、公社は土地公社もあるし、社協もあるし、だからそれをちょっとお願いしたい。

また、事務局のほうから説明を議長のほうにしたいと思いますので、ちょっと調整は議長にお願いをしたいなあ。

議長。

○会長（櫻井清蔵君） それは全協でもできるやろうという話やけれども、結局僕は、その審議会の委員とやっぱり議会がある程度話をする場をつくってほしいと思う。

○部会長（竹井道男君） こちらでそういう要請をできるように、正・副委員長会議の中で一遍議論をしてほしいんだという。ここでやると、ちょっと踏み込み過ぎかなあという気がするんで。ここで何もかもやってしまうとちょっとまずいかなあと思って、それで正・副委員長会議の中で少し、今の

議長の思いがあれば、そういうものをしたためて、ちょっと理事者のほうへ投げてほしいなという。年に1遍そういうところと会議をさせよとか、社協でも前、服部副委員長時代に、非常に効果があるという話でしたので、例えば社協と教民とかが議論するのも、農業委員会のほうは言われていますので、これはもうやらざるを得ないです。これは、廃止する条件に農業委員会との懇談というか、農業に対する政策議論をしてくれというふうに言われていますので、これはもう嫌でもやらざるを得ないと。

ですから、あとの委員会も同じように調整の場をつくる議論をしていただいて、それを議長から市長のほうに、こういう手順でやりたいというふうにお願ひできればなというふうに考えております。それがこの1月10日に議会から出した意見書というのか、反論書というのがありますので、これをもとにちょっとお願ひをしたいなあと今考えています。

余りこちらでやってしまうと、ちょっと入り込み過ぎかなあと思いましたので、また議長のほうで願ひできれば。だから、審議する場は当然つくるという意味ですね、それぞれが審議する場を。委員じゃなくて、今度は委員会と向こうの審議会と審議するような場をつくりたいというのが当時の思いでしたので。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 委員会でもらうたらいいのちゃうの。

○部会長（竹井道男君） それを正・副委員長会議でちょっと、各委員会の委員長さんに入っただいて、委員長さんもうんと言っただかんと大変ですわね。わかったということでやっていただく。これも国保やと教民かな、今度は。総務から教民に変わりましたんで、国保もね。

宮崎委員、どうぞ。

○部会員（宮崎勝郎君） 議長の言われるのはよくわからんのやけど、それは全協でせよということなの。

○部会長（竹井道男君） いえいえ、そういう場を設けようということですよ。

議長、どうぞ。

○会長（櫻井清蔵君） 基本的に委員会に所属しておる委員は、何でも聞けるわな。僕が心配しているのは、委員会に所属していない委員はどこで確認するんやといたら、本会議しかないわけやね、場所はね。本会議で十分に時間があれば、そのことについて問い詰めることができるけれども、本会議はある程度1人何分という制約を受けてますやんか。やっぱりほかの農業委員会の件とか、いろんな審議会に出席はしませんけれども、直接僕のところに、僕がそこにこだわり過ぎかわからんけれども、国保料金の改定の案件は、特に私はこだわっておるんですわ。例えば水資源云々とか、農業委員会のことでも……。まあ、意見やから。

○部会長（竹井道男君） 宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 意見を言っていくと、それやったら常任委員会の制度までちょっと検討していかならん部分が出てきますよね。委員会外の者が入れやんということであれば、正直、一遍考え直さなだめだと思ふ。

○部会長（竹井道男君） じゃあ、一点整理をさせていただくと、委員を派遣しないという申し入れをしたと。理事者のほうから、いや、困るということだった。それを受けて、議会のほうで反論書というのか、出しました。ちゃんとそれはここに1月10日付で整理したものを市長に出したと。それ

を受けて、市長は全部引っ込めたということなんで。ただ、今おっしゃった部分は国保もそうですが、さまざまな部分で議員が関連する審議会の議論をどうするのかという問題と、今議長がおっしゃるように、例えば相当重要な議案の審査をどうするんだという、多分これ重なっていると思うんですよ、国保というふうに言ってしまうとおかしくなるんで。これが今の全協だと、議会の提出予定議案で、市長が特に必要とすればできるというふうになっている。だから、それが私は全協が本当に正しいのかというのを片一方でやっておきたいんですけど、今の条件を使えば、市長が考えれば全協でやれないことはない。ところが、そこで議案の審査の前段をやってしまうと、全員協議会といえどもちょっとおかしくなるんで、それだと今の段階では常任委員会協議会のほうが、1人の委員を派遣するよりは、少なくとも七、八人いるわけですので、それがいいのかあということが1つです。

ただ、それ以上のことをやれということになると、やっぱり全協よりは、例えば重要政策何とか懇談会みたいなものをつくって、そこで自由討議でもあれですけど、議案の前の自由討議みたいなものも可能だと思うんですよ。ただ、それは今、場がないもんですから、これは今後、きょうご提案したのは、そういう場も持っておいたほうがいいんじゃないかと。そうすると自由討議みたいにして、全員で少し議論ができる場面も生まれる。だから、そこまで行くには時間がちょっとかかるもんですから、まず審議会委員として派遣しなくなった委員会と、それを所管する各委員会との間では、年に1遍ぐらいは経過とか、どういう方向性なのかというのはしておいたほうが、まずそこで接点を持っていただきたいなあ。そうすると、公社の今の監事がいなくなって、チェックしてくれというふうに向こうは言っているんですけど、じゃあ、それを委員会でみんなチェックしようかと。じゃあ、いやあ、例えば予算決算ではちょっと難しいですけど、委員会だったらできますので、だから社協もそうですし。

だから、今の時点としては、ワンステップ目にまず正・副委員長会議で少しその意思統一を図っていただくと。それから、さらに議長がおっしゃるような、それが特に重要だとみんなが認めたときには、今は全協しかできないんで、やっぱりそれはちょっと全員協議会やと少し印象というんですかね、通常やっている全協とは若干趣が異なるんで、これはやっぱりちょっと新しいものの場というのをつくったほうがやりやすいし、そこで、それが予算決算委員会かどうかは、全員が参加する場というのを新たにつくって、そこで自由討議程度はできますので、そうすると取り扱い要領をつくって、一遍そういう自由討議みたいなものをおこなうかというふう。またちょっと2段階に、今の議長の提案ですと2段階でやったほうが、まずは委員会、それからさらに重要であれば、やっぱり全協よりはもうちょっと違う場のほうがいいんじゃないかなという思いがあって、今回この10条を提案させてもらった。ですから、言われている意味はよくわかるんですけど、一気にそこまではできないんで、まずは常任委員会で少し交通整理できないかなという願いをしようかなと思います。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） きょう、こういう場で議長がそういう発言されるというのは、私はちょっと遺憾ですわ。推進会議の会長ですよ。部会に対して、同じ組織の中ですよ。ここへほんまに上げてもらうまでには、やはり話はなっておらなければ、我々この会議は難しいですよ。

○部会長（竹井道男君） 事前に報告はしてありますので、こういうものを上げるということは何。ただ、きょうは議論はしないということになっておりましたので、本当は次からの議論だと思うんですけど、この議論というのは、たまたま議長がそういう発言をされたんで。

議長にお願いは、さっき言われた件も含めて、正・副委員長会議でお願いしようということで、今事務局には言っておりますので、ちょっとその調整がついていないと思いますけど。

だから、今、宮崎委員がおっしゃることは、次回以降で実際やろうというふうな議論でしたので、ちょっと今回はそこまで踏み込む考えがなかったもんですから、一応あくまでも私の、つくった側の思案ということで、今、議長には報告をさせてもらっていますと。

まあ、ちょっと整理してから議長に持っていかないと、全部2人で調整するわけにはいきませんので、ちょっとこの件については、事務局ともう一遍入って調整はさせていただいて、ただ根本は、この10日に出した審議会の議員の派遣という議会がつくった資料がありますので、これがやっぱりまずはベースになるんだろうと思います。それと、今、宮崎委員がおっしゃいますように、全協を使うとなると、今は使えるけど、やっぱり運用がちょっとあやふやなところがあるので、これはやっぱりここでもうちょっともんだほうがいいんじゃないかなあと。ちょっと今、議長がおっしゃるのには、若干タイムラグが出ると思うんですよね。一遍に2つは難しいんじゃないかなあとという気はしていますけど。

きょうは、ちょっとそこまで入るつもりはなかったんで、少し話が深みに入ってしまったけど、そういうのを踏まえて、特にこの審議会に派遣をしなくなったということと、重要な案件を議論する場が今のところ全協でしかないということ、この2つが当面ちょっと整理が要るかなあとということで、ここへ書かせてもらったということです。

議長。

○会長（櫻井清蔵君） これでもまとめてもらうて、いろいろ協議してもらおうんですけども、この検討課題を見せてもらっている中で、基本的に定数条例をいらっていますからな、18人で、前回ね。それで、今22人でやっておるんやけど18人になっておるもんで、そこら辺も踏まえた中で投げかけたつもりなんですけどな、私もね。

もう1つ、ここの皆さんに諮ってもらわなあかんことですけども、いろいろこうやってやっていただく中で、議員報酬についても、また一遍お考えを皆さんに聞いてもらって、ちょっと長期欠席者に対応する取り扱いの検討を、これはこうやってしていただいてあれなんですけれども、この議論が果たして、私はおのずともうあかんから引くという意味合いのものではあきませんかなあ。

○部会長（竹井道男君） これもよその議会への議運の視察のときに、こういう1項があったんで、これも一応検討はしておいたほうがいいんじゃないかなあと。必要がなきゃ必要ないでも結構ですので、確かに過去にも例がないかという、あることはあるんで、是非の議論から入っていくんだと思うんですが、必要ないよということであれば、もうやらなくて結構です。ただ、よその議会もそういうのがありましたんで、特に議長就任の日割りなんかは1回もめて、どこでしたかね、あれは伊賀だったか、松阪だったか。1日就任して全部もらえるみたいな話になって、それで慌てて議長の報酬なんか日割り計算に全部切りかえた経緯もありましたので、そういうことも含めると、あと残っているのは、病気か何かでどうしても数カ月休まなあかんといったときの、治る見込みがあれば当然本人は出てきますので、そのときの取り扱いなんかは要るのかなあとというふうな、これは去年の議運の視察だったかなあ、何かそういう議会がありましたので、ちょっと当時の臼井室長とは、これも一遍亀山市議会でも議論しておく必要があるんじゃないかなあとという、これは是非の議論ですので、要らんということであれば必要ありませんので。

その辺が、その当時の議長1日就任で全部もらえるのかみたいな、伊賀の議長さんのときだったと思います。慌てて亀山も日割りになっているはずですが、議長の報酬をね。そういうふうな経緯もありましたので、若干それをつくっておけば、結構運用はほとんどないというふうな議論だったと思いますけどね、つくってあるだけでというふうな。たしか資料があるはずですが。去年の議運でしたかね、あの視察のときの資料があるはずですので、またそれは議論に入るときに資料も出しながらやらせて、それもだからAなのかBなのか、まだ決めていませんので、こんなこともあるよということでありませう。

じゃあ、きょうの段階はこんなものがありますよということだけですので、また皆さんのほうでも気づかれた点とか、いやこういうことも要るんじゃないかとかあれば、また事務局のほうに申し出ていただいて、それで次のときに、これはもう必要ないということであればペンディングして、これはCか何かにしておきますので、特段急ぐもの、それからこれは今のところ必要ないんじゃないのということであれば、それはCというふうにさせていただきますので、たたき台は次に出させていただきます、順番のたたき台だけ。また、それを見て、皆さんのほうでまた最終的には順位をつくっていかうと思いますので、一度また会派でも持っていただいて、こういうことがあるんだなあということだけは確認をお願いしたいというふうに思います。

よろしいですかね。

前田副議長。

○副会長（前田 稔君） その中で、流れ的なものを一応確認したいんですけども、例えば議運との絡みの中で、かなり議運で検討せんならん部分がこれいっぱいありますよね。ここでいろいろ意見を出しますけれども、それをこの検討部会で議論するのか、議運で議論するのかという、ちょっと近々の割と近い問題ってありますやん。1ページの9番、10番ぐらいのところら辺で、そんなんをちょっと、部会長はどんなふう考えておられるのか。それだけ確認したいんですけども。

○部会長（竹井道男君） この前も、予算決算もそういう関係で、先にこちらでやらせていただきましたけど、基本的には議論のスタートはここでやりたいなあというふうに思っています、スタートだけは。ただ、ある程度やっていく上で、これはもう議運のほうがいい、全部任せたほうがいいということになると、それはそっくり議運に移せばいいし、今度は例えば広聴のほうがいいということであれば広聴広報委員会に移す。それから、正・副委員長会議がいいのであれば正・副に移すと。

ただ、入り口をここにしておきたいのは、やっぱり議会改革がどこで動いているんだということ、委員会があるのに各委員会がそれぞれ動くよりは、まず入り口はここにしておいて、それから出口は皆さんの意見を聞いてつくっていくと。ただ、もうちょっともめということであれば、ある程度もんだものでお渡しをするというふうな流れにしようかなあというのが今の考え方です。そうせんと、個別にこうやり出すと、それをまた持ち込むというよりは、まず入り口をここにしておいたほうが。ただ、代表者会議でやるのも結構ありますよね、細かいのはね。だから、ある程度これは条例に絡みながら、少し仕組みも要るねというものはここでやって、簡便なものは代表者会議なり、議運のほうでどんどん進めていただくと。現状を変えるものぐらいはどんどん進めていただいて、新たに起こるものはやろうかなあという。ですから、予算決算のときには、議運の委員長も後で同席していただいて、最終的には聞いていただいたんですけど、そういう流れも含めながら。ちょっとこれも、この後の議論で皆さんの意見を聞きながらとことんやるのか、もうある程度流れができれば、あとはお任せをするの

か、それは個別にまたつくっていかうと思います。

議長、どうぞ。

○会長（櫻井清蔵君） 一応色分けは部会長でやってもろうたらいいと思うけれども、その点はよろしゅう頼みますわ。

○部会長（竹井道男君） ですから、気になるのはいろんな会議があつて、当然、議会運営は議運です。やっぱり最後は議運でこれはしていただかなあかんというのは整理して、最後は議運にきっちりお渡しをして、議運で結論をいただくと。代表者会議のほうは、代表者会議へ持ち込むというふうな流れはつくろうと思います。ただ、亀山の議会改革をどこでやっておるんやというときに、やっぱりこうやって上げておいたほうが資料も残るし、よそから見ても、こんな議論しておるんやなあ。あと、出口は、それぞれまたレベルに応じて渡していくというふうなほうがはた目にもわかりやすいし、入り口としては見やすいかなあというふうな、そんな印象でここ2年ぐらいやらせてもらいましたんで、もうちょっとこの流れでやらせていただいて、ある程度固まったものは、もうどんどんまた各委員会でやっていただければいいと思いますので、特に目新しいものに関しては……。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） この前鳥羽でを見せていただいて進んだところもあるし、これは広聴でやるというよりも、議会全体の情報の問題です。これはここでやるのか、また新たなところでやるのか。だから、もうちょっと議論が進んでから仕分けに入ろうかなあ、どこの委員会がいいのかというの。ここがいいということであればここでやりますし。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） 調整をさせてもらおうと。

どうぞ、宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） ここで大体流れを決めて、推進会議で諮ってやっていかなあかんと思うな、あくまでも推進会議が母体やでと私は思います。

○部会長（竹井道男君） ある程度入り口をここでやって、出口はまた議論しながらという。ですから、⑨も迷ったんですけれども入れておこうと思って、18名体制というのを。この前も代表者会議でそんな議論になりましたし、テーマとして上げておけば、また皆さんのほうでいろんな知恵があったり声があったりして、それをまとめながら、最後、じゃあそれは、私もわからないんですよ。それは議運で議論するものなのか、代表者会議で議論するものなのか、ここでやるものなのか。その議論もやっぱりやって、これも一つ決まれば、次はこの委員会でこれはやるんだというふうに、それもないんです、今、どこでやるのかって。初めての経験です。だから、一応上げておきました。上げて、ひょっとしたら代表者会議でやっていただくもの、議運のあり方は議運でやっていただくものになるかもしれませんし、委員会運営はここでやっておこうかというふうになるかもしれませんので、一応テーマアップだけをさせていただいた。ちょっとそんな感じでやらせていただこうと思いますので。

よろしいですかね。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） じゃあ、次までに思案ということで、A、Bで分けて出ささせていただきます。またそれのご意見をいただいて、最終的なA、Bをつけさせていただこうと。特に急ぐのは、計

画に関係するようなものですね。これがまだ積み残して残っておりますので、計画への各常任委員会の対応もまずは、先にちょっと片づけたいなあというふうな思いもありますので、それとあと全協関係もちょっと見直しが必要のかなあと思いますけど、これもまた皆さんのほうの声を聞きながら、一遍にやれませんので、進めていこうと思います。

きょうは説明だけということにさせていただきましたので、一度熟読していただいて、また不明な点等ありましたら、事務局のほうに確認をしていただければというふうに思います。

よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) じゃあ、今回は5月の中旬以降で、6月定例会までに開催をしようと考えております。また改めて皆さんのほうには、視察等なんか、委員会の視察も聞いておりますので、また日程調整はさせていただきますので、またぜひ、ちょっと早目には調整いたしますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

特になければ、きょうは1時間程度になりましたが、終了させていただきます。よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) ありがとうございます。じゃあ、これで第11回の検討部会を終了させていただきます。

午後4時07分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 25 年 4 月 19 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男